

議案第46号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1 財産の表示

- (1) 所在地 備前市日生町日生3518番5の一部
種 別 土地
面 積 1万8,311平方メートルのうち4,666平方メートル

- (2) 所在地 備前市日生町日生3006番
種 別 土地
面 積 124平方メートル

2 相手方

備前市日生町日生3518番地5
一般社団法人みんなでびぜん
代表理事 船橋 美可

3 契約期間 令和3年4月1日から30年間

4 理由

相手方は、次世代を担う若者を応援し、未来へ引き継ぐ資源を守り育むため、海洋教育を柱とした教育を推進するとともに、地域資源を活かしたまちづくりを推進することを目的とする一般社団法人である。

同法人は、日本財団の「渚の交番事業」により、海洋教育を柱とした里海、里山とまちとをつなぐ人とももの交流拠点施設及びその付帯設備を上記土地内に整備し、様々な組織との連携による海洋教育の実践及び地域の活性化を図ることとしており、その事業効果は「教育のまち備前」のまちづくりに大きく寄与することが見込まれるため、無償で貸し付けるものである。

5 無償貸付の条件

海洋教育の実践及び地域資源を活かしたまちづくり事業の実施のための交流拠点施設及び付帯設備等の用地として使用しなければならない。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄